

文教福祉常任委員会

平成20年12月16日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 9 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長 柴田 徹也

副委員長 景山 岩三郎

委員 神子 功

委員 林 一雄

委員 向後 悦世

委員 伊藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智 忠直

説明のため出席した者（28名）

教 育 長 米本 弥栄子

環 境 課 長 平野 修司

保険年金課長 増田 富雄

健康管理課長 小長谷 博

社会福祉課長 在田 豊

高 齢 者
福 祉 課 長 横山 秀喜

庶務課長 浪川 敏夫

学校教育課長 及川 博

生涯学習課長 花香 寛源

国体推進室長 高野 晃雄

その他担当
職 員 18名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） おはようございます。

本年ももう残り半月となりまして、大変年末のお忙しい中、きょうは文教福祉常任委員会ということで、ご苦労さまでございます。どうぞこの後、慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） おはようございます。

年の瀬、正月間近に迫ってまいりまして、今、委員長からも申し上げましたように、大変慌ただしい季節になってまいりました。

きのうきょうとテレビのニュースなどで大きく報道されておりましたが、非正規職員、そしてまた派遣職員の手・中小企業、いろんな部分で整理削減の真ただ中に、そんなような感じをニュースで報道もされておりました。そんな面で我々議員も本当にそういった今の経済状況を把握しながら、これから市民のために働いていかなければと、改めてそんなように私自身感じた次第でございます。

そういう中でありますけれども、文教福祉常任委員会、本年度第4回の定例議会ということで、その事前の審査ということであります。大変お忙しい中で委員の皆さん方には本当にご苦労さまでございます。

付託された案件は議案3件ということであります。また、その後の報告もあります。最後の文教福祉常任委員会ということありますので、慎重審議の上にもよろしく願いを申し上げ、市民のために、これからもひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

また、執行部の皆さん方には本当にお忙しい中、説明、いろんな面でご協力いただきますことを心からお礼を申し上げ、簡単でございますがあいさつに代える次第でございます。ご苦労さまでございます。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、師走の大変ご多忙の中をご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日ごろよりいろいろな面で、ご指導、ご支援を賜っておりますこと、心より御礼申し上げます。

本日は、議会より付託されました3議案、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第9号の3議案についてのご審議をお願いすることになっております。質問には簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2

号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の、社会福祉課の関係する部分についてご説明を申し上げます。

歳出からご説明を申し上げます。まず補正予算書の16ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、1項2目障害者福祉費、20節扶助費、説明欄1から5でございますけれども、これらは基本的には財政課長が本会議で申し上げましたように、利用者と利用量、これはボリュームの量ですが、それらの増によりまして扶助費が不足する分の増額補正でございます。

順を追ってご説明申し上げますと、説明欄1の特別障害者福祉手当494万2,000円の増でございますが、これは転入者及び新規の手帳の取得者、これらの増によるものです。

それから説明欄2、中度心身障害者（児）医療扶助費150万3,000円の増でございますが、これにつきましては、2か年分さかのぼりの高額申請がございました。この関係で増額となっております。

それから説明欄3、重度心身障害者（児）医療扶助費の161万2,000円の増でございますが、これは所得制限でこの制度に該当しなかった方、このような方の中で20年4月から後期高齢者医療制度が始まりまして、世帯の保険証が高齢者と別々になりまして、所得制限算定区分が緩和されたことによりまして本制度の対象者の増、これらによるものでございます。

それから説明欄4の福祉タクシー利用助成事業の227万4,000円の増でございますが、これは交付枚数に対します利用率、これが当初の見込みよりも増加したことにより不足となりますので、今回補正をさせていただきます。

それから説明欄5、自立支援給付事業3,127万7,000円の増でございますが、それぞれの福祉サービスを精査したことによるものです。これらの中で特に大きく増減となる部分ですが、まず生活・療養介護給付費、これで3,288万1,000円と大幅な増額となっておりますが、入所施設1か所が自立支援法による新体系へ移行したことによりまして、入所者が日中、生活・療養介護サービスを利用することになったことと、それから既存の事業所での新規利用者が増となったことによるものでございます。また、短期入所給付で538万5,000円の減となって

おりますが、これは短期入所から施設入所、これらへ移行したことによる利用者の減が主な要因となっております。

続きまして、19ページをお願いしたいと思います。

3 項児童福祉費、4 目保育所費、説明欄 2 の保育所施設改修事業で保育所改修工事請負費に2,337万3,000円、そしてまた委託料に63万6,000円を増額補正させていただきましたが、国の緊急経済対策に関連しまして、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度という国の補正予算を見込んで計上させていただくものでございます。具体的には、とみうら保育所の耐震補強工事と併せまして改修工事を実施するための工事請負費と監理委託料ということでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてでございますが、9 ページをお願いしたいと思います。

真ん中になりますけれども、これは障害者福祉に対します国・県の負担分ということで、真ん中が国の負担分でございますが、13款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 1 節社会福祉費国庫負担金1,934万3,000円、これはそれぞれ負担割合に基づいて歳入を見込んでございます。

それから10ページをお願いしたいと思うんですが、一番上の14款県負担金、1 項 1 目民生費県負担金の 1 節社会福祉費県負担金781万8,000円と、次の欄の 2 項県補助金、2 目民生費県補助金の 1 節社会福祉費県補助金80万6,000円につきましても、それぞれの割合で計上させていただきます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 高齢者福祉課のほうから関係する部分についてご説明申し上げます。

歳入のほうになります。9 ページお願いします。

9 ページの13款国庫支出金、2 項 2 目民生費国庫補助金です。4 節の老人福祉費国庫補助金の中で説明欄の介護保険事業費補助金176万4,000円。この歳入ですが、21年度から介護認定の改正がされる予定になっています。そのための電算システムの改修費、補助率が2分の1ということになっています。歳出のほうにつきましては、2 款 1 項 8 目の電子計算費のほうへ充当している事業でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

一番下の17款繰入金、1 項特別会計繰入金、この 1 節のほうで介護保険事業特別会計繰入

金1,898万4,000円、この金額ですが、2号議案のほうの介護保険会計のほうの補正予算のほうでご説明いたしますが、19年度の決算確定によりまして給付費の精算分、この一般会計のほうへ返還する分を歳入のほうに計上しました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは環境課のほうからです。

歳出です。20ページになります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の説明欄2番、合併処理浄化槽設置促進事業の関係でございます。金額的には208万6,000円。これについては、本会議で財政課長、申請増という形で説明してございますけれども、もう少し具体的にお話ししたいと思います。

この申請増の関係、7基申請増を見込んでおります。その中で転換分でございます。単独転換とくみ取り転換、両方とも補助事業でございまして、その基数が7基という形で補正を計上いたしました。この合併浄化槽については、歳入のほうがありまして、国・県・市という形で基本的には3分の1ずつのルールでやっております。

歳入のほうにいきますけれども、9ページです。

これは国のほうの関係、9ページ一番下のほう、13款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金、金額29万5,000円。これは循環型社会形成推進交付金ということで、先ほど7基分の3分の1を国のほうから交付金という形で見込みました。

次に10ページになります。次のページです。

これは県の支出金との関係です。14款県支出金、2項3目衛生費県補助金のうち、1、2が該当になります。1が生活排水対策浄化槽推進事業費補助金31万9,000円で、2番目が県補助金、これは転換分ということです。1番目がこれは国と同じルール分で3分の1、補助率が3分の1でございます。2番目がこれは国がございまして、県単独ということで県が2分の1、市が2分の1という形で入ってきますので、56万5,000円という形になります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会庶務課所管の予算補正につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書の26ページでございます。

一番下の段でございまして、10款2項1目学校管理費の説明欄1番、矢指小学校改築事業

1,100万円の追加でございます。これにつきましては、用地取得に伴う物件補償費等ございまして、ビニールハウスの暖房設備、埋め立て及びこの柵渠の補償、また作物一作分の所得補償を追加しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課所管の部分についての補足説明をさせていただきます。

29ページをご覧いただきたいと思います。

5項3目学校給食費、説明欄2をご覧いただきたいと思います。

説明欄2の第一学校給食センター管理費は、機械等の修繕に150万円の補正をお願いするものであります。第一給食センターでは、建設してから8年が経過し、設備・機械等の老朽化が目立ち始めており、特にボイラー関係では高温の蒸気配管等の破損が頻繁に発生しており、これらの修繕について補正をお願いするものであります。

続いて、説明欄3をご覧いただきたいと思います。

第一学校給食センター運営費のうち、賃金に96万9,000円の補正をお願いするものであります。第一給食センターでは、職員1名が5月下旬から休暇を取得しその後に異動し、さらに職員1名が6月末に退職したため、その補充人員としてパート調理員2名分の賃金の補正をお願いするものであります。

続いて、説明欄4をご覧いただきたいと思います。

説明欄4の第二学校給食センター運営費は、重油の高騰に伴う燃料費173万7,000円を追加計上するものであります。年明けから重油の価格が著しく高騰し、現在、年度前半で当初予算の6割を支出している状況であります。最近は価格も下がり気味で安定しそうな推移でありますけれども、前半の単価高騰の影響が大きく、年度を通して不足する額について補正をお願いするものであります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課の関係部分の補足説明をいたします。

11ページをご覧になっていただきたいと思います。一番上段でございます。

6目教育費寄附金の説明欄1番、社会教育費寄附金300万円でございます。この社会教育費寄附金は、本年9月1日に、旭市新町在住でありますシマダヒロヨシ氏より300万円の篤

志寄附をいただいたことにより計上するものでございます。この寄附は、文化財保護、特に大原幽学関連の文化財保護ということであっていただいているところでございます。

今回、併せて歳出も計上しておりまして、28ページをご覧になっていただきたいと思います。

12目大原幽学記念館費の説明欄2番、大原幽学記念館管理費300万円でございます。13節委託料に文化財修復委託料として300万円計上したところでございます。これは、大原幽学関連ということで、幽学関連の貴重な書画について、長年の劣化により損傷が著しいものを修復することといたしました。主に考えているものは、大原幽学の肖像画や旧宅などにかけていた書などで、修復後は幽学記念館において記念展を開催することを予定しているところでございます。

なお、この予算提出に当たりましては、学識経験者等で構成されます旭市文化財審議会にはかり、ご理解をいただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、議案第1号の一般会計補正に関係いたします所管についてご質疑申し上げます。

今回の補正につきましては、大まかに給与費の増減ということがありましたので、それを見直すというのが一つ。それから今、ご説明いただきましたように各事業についての変化があったものについての増減ということで補正が組まれたものと判断いたしております。

そこで、1点目ですが、所管の給与費の関係で増になったもの、それから減になったもの、当初予算と同じ状態のものもありますけれども、この増減について簡単に結構ですから、それぞれ所管の理由について、教育委員会でもかなり人数的に減っているところもありますし、福祉関係でもございますので、簡単に結構ですから、その内容をお示しいただければと思います。

それでは、次に、ページを追ってご質疑申し上げます。

歳出でご質疑申し上げます。

16ページからになりますが、ただいま担当課長のほうから説明をいただきましたが、扶助費の関係で5事業について説明がございました。例えば、説明欄の中の1、特別障害者手当

等給付事業については転入者がいたんだということで説明がありましたし、2番目の中度の心身障害者（児）医療費の助成事業については、これについては2か年についての伴う申請ということが発生したという内容だったと思います。

そこで、説明の1から5までのそれぞれ当初予算で見込んでいた人数と、それから今回補正をいたしますところの人数、こういったものがどういうふうに変化したのかどうか、ご説明というか数字的にそれぞれ扶助費の関係でお願いをしたいと思います。1から5までです。

特に自立支援給付事業につきましては、生活・療養介護給付費、これが3,288万円ということで、当初から比べると、当初もかなり給付費が額的に多いわけですが、それをさらに上回ったという説明がありましたが、ここでは入所の自立支援の体系が違ったこととかという説明がございましたが、もう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。なお、この額的には、人数的にこれを受ける方々が少数なのかどうなのかということも含めてご説明をいただきたいと思います。

19ページですが、民生費の保育所費。これについて保育所の施設改修事業の今、説明がございました。とみうら保育所の関係で改修を行うということですが、これについては、国の緊急対策ということで交付金の制度の関係の補正を見込んだということですが、見込んでその予算がつけばいいんですが、つかない可能性もあるのではないかなというふうに懸念されるものです。

そういったことで、もしもこの予算が国のほうから交付金が来ない場合にはどのような対応をしていこうというふうに考えているのかどうか。当然、改修工事を行いますので、この改修工事については、耐震診断に基づく、どういったことをしていくのかどうかという内容も含めてお願いいたしたいと思います。

今回は、耐震診断のあとのそれぞれ同じような状況のものが、中央第一とか中央第三とかありますが、それらについてはどうなのかどうか。今後の対応も含めてお願いをしたいと思います。

26ページになりますが、教育費の関係の学校管理費。ただいま説明をいただきました、矢指小学校改築工事、用地の工事の関係でございますけれども、これいろいろとこれまでも説明をいただきましたが1,100万円の補正が組まれております。これについては当初お考えになっていたと思いますけれども、それが見込みと考えたときにほぼ同程度のものを想定していたものがこの1,100万円だったのかどうかということの確認だけで結構ですから、ご説明をいただきたいと思います。

29ページの教育費の中の学校給食費。ただいま説明をいただきましたが、第一学校給食センターについては、8年を経過して老朽化が見られるような状況になったと。特にボイラー関係がひどいというご説明がありましたが、今回150万円で補正をするわけでございますけれども、第一学校給食センターについてはそのほか老朽化に伴って、今後、施設の関係で修繕とかいうことをしていくような状況というのは、そのほかどのようなことが考えられるのかどうか、その辺伺いをいたしたいと思います。

以上、お願いをいたしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、第一番目の質問、所管の給与等について増減の内容をということでしたが、これにつきましては、市全体の中で当初予算と人事異動等そういうものを総合勘案しまして、市全体の中でしているものでございますので、各課ということとはちょっと、各課でのものではございませんので、ご了解をいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） これだけ、先にやるということですね。

神子委員。

○委員（神子 功） 一番初めにご質疑申し上げましたが、今、教育長のほうからお話をいただきました。と言いますのは、例えば10名予定していたのが同じ人数で今回出ているものと、それから1名減とか1名増とか、例えば29ページにありますように、給食センターの関係職員の給与費については、当初29名、予算的に計上していたものが32名と増えております。そうすると、必要性があつてこのようになったのかどうかというふうに、我々議員としては必要性があつて増員したんだというふうに考えるわけです。したがって、全体的に、今、教育長が言われましたように、全体的に総務のほうで云々ということと言われましても、その辺が理解できないものですから、いわゆる民生と教育関係とか、我々文教福祉に関係する職員の方々がどのような状況なのかどうかということ把握したいというためにご質問させてもらいました。

ですから、当初はそういうことでスタートしておりましたが、給与関係については増減があるということで、その現場なり事務をされる方々が必要に応じて減っていればいいですよ、仕事の量がそれで賄えるという。それから、現場部門で、特に給食センターの関係については、先ほども説明がありましたけれども、第一学校給食センターについては、職員の方がおやめになったりして2名その賃金を補てんしているという、そういったこともありま

すので、そういうことで全体的には分かりますけれども、各所管の関係でどうなのかなというふうに思ったものですから、質疑をさせてもらいました。分かることがあれば、ご説明いただきたいという内容です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それじゃ、あれですか。ここの教育委員会の給食センター関係についてということ……。

○委員長（柴田徹也） 神子委員、もう一度説明をお願いします。

○委員（神子 功） 恐れ入ります。当初予算がありまして、それでずっと推移していけばいいんですけども、途中、当初で見込んだものがこれを補正を見ますと、今回たまたま人件費というような位置付けのもとに、人数が当初よりも減っているものと増えているものと、増えているものも1人や2人じゃなくて、今の一例を挙げまして、29ページにある給食センター関係職員の給与費については当初29名から32名に3名増という、そういった状況があるわけです。我々議員としては分からないんです、現場がどうなのかどうか。

したがって、変なことを聞くんじゃなくて特に文教福祉というのは、人の手をかりなければしょうがないということがあるでしょう、事務的に。だから現場として、給食センターについては人手が必要だということを考えると、増員でもおかしくないと思うわけです。でも、その理由が分からないと判断できないものですから。

ちなみに、ちょっとじゃ、申し上げますか。所管の民生費では、社会福祉総務費はそのままですよ。国民年金給与費の関係の方もそのまま。民生費の老人福祉総務費は当初8人で1名増となっているんです。それから、介護保険費は、介護保険事業特別会計職員給与費は当初14人が13人に1名減になっている、こういう状況もあるわけです。したがって、その理由が簡単に分かればいいんですが、そこで変化があったものについて、簡単に結構ですから理由をお示しいただければというふうに、そういう質問です。

○委員長（柴田徹也） これは教育費だけじゃなくて、みんな当初から変わっているものに対してみんなちょっとお答えいただきたいということですから、もしその点が時間がかかるようでしたら、これは調べておいていただいて、あとでもいいじゃないでしょうか。

分かります、すぐに。分かれば。

先に、教育長、どうぞ。

○教育長（米本弥栄子） ですから、給与費というよりもその変わった内容ということですよ

ね。その増減の理由ね、変わった理由ということですよ。

○委員長（柴田徹也） 何で増えているのかと。

○教育長（米本弥栄子） 分かりました。

○委員長（柴田徹也） その件については、ちょっと各課ごとにお調べいただきたいと思います。後ほどご答弁願います。

すぐに出ますか。

それでは、健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうは20ページ、保健衛生総務費の給与、これはたしか昨年32名だったはずなんです、1名増員というのは、管理栄養士を今年から基本健診が今度、特定健診ということで制度が変わりましたが、保健指導については健康管理課で所管します、その方を1名採用しているということでございます。金額の減は主査とか退職が、副主幹がやめましたので……

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） ちょっとお待ちください。今打ち合わせしているようですから。その打ち合わせによって皆さん今、調べていますので。

暫時休憩いたします。50分まで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時51分

○委員長（柴田徹也） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 17ページになります。

老人福祉関係職員給与費、一番下の欄ですが、当初予算では8人ですが、今回補正で9名ということです。これにつきましては、地域包括支援センターの職員の増ということで、現実的には2名、昨年と比べて増えているんですが、当初予算では1名の増しか見ていなかったものだと思います。それで今回1名追加です。

次のページの18ページの2段目です。介護保険事業特別会計の給与費、当初14名が13名と

ということですが、支所の職員を介護保険事業の仕事から児童の関係に切り替えたということで所管替えです。人数的には変わっていません。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 17ページになります。

国民健康保険費の特別会計の給与の関係なんですけれども、ここでは21人となっておりますが、当初予算のときには20人、1名増となっております。理由といたしましては、20年度から特定健診事業が保険年金課のほうの業務となったことによりまして、保健師1名の増が理由でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは先ほどのあれになりますけれども20ページ、保健衛生総務費で、健康管理課の職員ですが、今、保険年金課長が申し上げましたように、特定健診・特定保健指導の関係で、管理栄養士を1名増員いたしました。この管理栄養士は6月から増員。国家試験が5月に発表があったものですので、6月から採用1名、管理栄養士が増となっております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 20ページの中段以降の環境衛生関係です。

職員、補正では18人となっておりますけれども、当初19人から1名減です。内容としましては、3月に職員死亡のためです。

それから21ページの一番上です。塵芥処理費、これは当初予算では14名が13名。これは職員の退職により臨時職員で対応ということで1名減となっております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 25ページでございますけれども、教育費の教育総務費の事務局費の中の人件費でございます。当初予算では22人でしたけれども、今回20人ということで2名の減ということで、ここには教育委員会庶務課と学校教育課の両課の人件費がありまして、1名は庶務課でございます。もう1名は学校教育課で合わせて2名の減ということでございまして、それぞれ事務事業の減少に伴う減でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 28ページから29ページにかけての表を見ていただきたいと思います。

給食センター関係の職員でございますけれども、当初予算のほうでは29名で、そこに示されているのが32名ということですが、実は昨年から今年にかけてパートの職員が4名分を市の職員という形で4名増えました。ということですが、年度当初予算のほうでそのうち1名分を見込んでいたので、この数字的にはプラス3名というような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課の関係では27ページの社会教育総務費から28ページの大原幽学記念館、それからその下の教育費、体育施設費の関係ですが、職員に関しての増減はありません。

以上です。

○委員長（柴田徹也） それでは、これで。というのは最初の今の増減の話ですね。

神子委員。

○委員（神子 功） どうもありがとうございました。

当初に組んだというのは、それで見込めるだろうといったのが4月になってやっぱりやむを得ずということは理解できます。そういった意味で、私どもは当初予算の予算書、それから途中のこの補正だけしか分からないものですから聞かせていただいたということを、ひとつご理解いただきたいと思います。

そこで、今、お伺いした中で、塵芥処理費の関係でお亡くなりになったということで、そのままの状態ですが、状態としてはやっていけるということで今日まで来ているのか、それとも今、もう片一方のほうでは臨時の方を採用されているということですが、状態としてはどうでしょうか。その1点だけ確認させてください。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 一応、現有内で何とかといいますか、やっております。運転手さんが急に亡くなって、あとうちのほうの課内でカバーしているという形です。

○委員長（柴田徹也） 今度、次の課題に行きましょう。

16ページの障害者の関係ですね。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、16ページ、順を追って申し上げます。

まず、説明欄1の特別障害者手当等給付事業でございますが、これは総体で28名のプラスになっておりますので増額とさせていただいております。

それから、説明欄2と3の医療費助成の関係ですが、これにつきましては、単価が幾らかという、そういう性質のものでございませんで、あくまでも医療費に連動しての伸びということになりますので、年間の実績見込み、ここから不足する額を積算し、増額をさせていただいているところでございます。

それから、4の福祉タクシーの関係でございますが、実際には利用率、交付枚数に対します利用率というもので今までの実績を基に当初予算計上するんですが、実際に当初予算の利用率でいきますと62%を見込んでおりました。それが実際に上半期を終了しまして利用率そのものが65%程度に伸びるという、そういう見込みを立てまして、それで今回不足額の227万4,000円増額をさせていただくものでございます。実際に交付枚数の伸びというものでは、これは19年度から20年度の伸びの枚数を見ますと、約1,000枚程度、利用の枚数が伸びるだろうということで利用率をプラスしてございます。

それから、5の自立支援給付でございますけれども、まず、補装具の給付でございますけれども、この補装具の給付につきましても、実際に件数で幾らという、そういう出し方はなかなかできないものでございますので、場合によってはもう何十万円、百万円単位のそういうような補装具の申請もございますので、これも正直申し上げまして、実績見込みをはじき出した中で不足額を計上させていただいているところでございます。当初とそれから決算見込みの件数というものは、ほぼ同じぐらいの件数でという中での伸びという、そういうことでございます。

それから、短期入所でございますけれども、短期入所につきましては、実際に利用の日数が、これが大幅に減になっております。当初の見込みでいきますと、2,124日で見込んだんですが、20年度の決算見込みでは1,256日という、その算出根拠によりまして、ここでは538万5,000円減という、そういう見込みを立てております。

それから、生活・療養介護の関係ですが、これにつきましても、入所の施設との関連で実は匝瑳市にあります聖マーガレットホームという施設が20年4月から新たな制度の中の新制度の施設に変更になりました。その関係で、総じて人数的にもそれらの入所の施設の方々が

日中、新制度になりますと生活のためのいろんな自立支援のためのと申しましょうか、日中の支援活動を新たなそういう制度の中のサービスを利用するという形に制度的に変更になりますので、どうしてもこの部分でのサービスというものが大幅に増加になってしまいます。それで、実際にただいま申し上げましたように、マーガレットホームの利用者が5人プラス1ですから6プラスになりますし、それからさらにもっと小規模な施設でも人数的には新規で入る、そういう方々も新たに見込みまして、決算の見込額を算定させていただいているところでございます。

それから、共同生活介護給付費でございますが、これは実際に人数的には3人の増、それから日数でいきますと、約1,300日程度、日数を増ということで見込んでいるところでございます。

それから、もう1点、保育所の関係でございますが、補正を見込んで今回予算計上をさせていただきたいということでございますが、この緊急経済対策のほうの関係は、要件として20年8月30日以降に実施をする、そういうような事業であって該当するものというようなことが要件として、一つあります。

それで、実際にこの補正が行われなかった場合ということでございますけれども、できればこの歳入に関係なく、新年度、この2,200万円でしたでしょうか。それは事業はやらせていただく、2,300万円ですね、やらせていただきたいという、そういう課としての要望はさせていただきますつもりでございます。

それからもう1点、第一、第三の耐震の補強の関係でございますが、これはまちづくり交付金事業で新年度の中にこれらは予算計上させていただくような、そういう考えで、現在、財政と詰めているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは26ページだったですか、矢指小学校の補償費の追加でございますけれども、当初予算で補償費を1,700万円ほど見させていただいたんですけれども、その中で落ちてしまった部分について今回補正をお願いしたいということでございまして、具体的には、ハウスそのものは当初見積もったんですけれども、そこにある暖房機の費用、それが落ちてしまっていましたので、暖房機を見させていただくということと、建っている場所がもともと田んぼだったところを埋め立てて畑として使っていたということで、その埋め立ての補償、それに伴う柵渠の補償、それと解体する時期がちょうど作物を作る、花卉栽

増なんですけれどもその時期に解体ということになるということから、一作分の所得の補償をしようと、そういったことを合わせて今回1,100万円ということで補正をお願いするということになります。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、29ページをご覧くださいと思います。

神子委員のほうから学校給食センターの管理費の修繕等について、先ほどボイラー関係を申し上げたんですけれども、そのほか予定しているものということだと思います。ボイラー関係を含めて、現在予定しているものを申し上げたいと思います。

1点は、蒸気管の修繕、それからボイラーガス遮断弁の交換、それから給油用の温調弁の交換、それから冷凍庫・冷蔵庫のごみフィルターの交換、これらを今のところ予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、何点か順を追ってご質疑申し上げます。

16ページにございます障害者の福祉費については、特にこの中で一番金額がかさんでいるのは、先ほどもご説明がありましたように自立支援給付事業の生活・療養介護給付費、これ当初で見ますと、当初予算が4,953万3,000円という当初の予算でございましたけれども、補正では3,288万1,000円、予算に近いような状況だったものですから内容がどうかなということを含めてのご質疑をさせてもらったわけです。

要は、この扶助費については、当然必要なものは国の支援もいただきながら補てんしていかなければいけないということはよく分かるんですが、そういった意味で、今、旭市の状態はどうなっているのかなということのためにご質疑を申し上げましたわけでございます。

したがって、当初予定していた量とか率とかというよりも、その、では率というのは、当初何人を見込んでいたものが65になったのかというのは、例えば、福祉タクシーの関係では62から65というふうに言われても、何人が対象でそのうち62%見たものが65になりましたと、これなら分かるんですけれども、そういった意味では基本となる数値的なものがあって、それに対して率がどうなの、あるいは人数がどうなのというのなら分かるんですけれども、そういった意味でその1番から5番までのそれぞれの事業については、1番の特別障害者手当等給付事業については28人増えましたというのは分かるんですけれども、何人から何人になったかというのは分かりません。

したがって、あとで結構ですから、あとで結構です。細かな答弁はいりませんので、後ほど、この1番から5番までについて傾向を知りたいものですから、後ほど何人から何人に増えた、率であれば、当初、何人見込んでいたものが、当初は62%、そのうちの62%を見込んでいたけれども、それが65になったということがよく分かります。したがって、先ほどの説明では、ちょっと分かりませんので、1、2、3、4、5というのがありますけれども、それぞれの事業の基本となる人数、それからそれがどうなったかということを後ほど、何か表につくっていただいて、委員の皆さんにも含めてご提示いただければありがたいと思いますので、ご答弁いりませんので、よろしく、委員長、ご配慮のほどお願いいたします。

とみうら保育所の関係につきましてですけれども、そうしますと、これは今回、国の緊急経済対策に基づく交付金の制度の補正を見込んで予算組みしたということであれば、これはあれですか、平成20年度までに完成させようということでは予算組みしたと思いますけれども、それが一つです。これがなかった場合に補正組めませんので、来年度にやるということの確認でよろしいか。

そうしますと、来年、今、ヒアリングやっているでしょうけれども、まちづくり交付金では、残りの第一、第三も含めてということですから、予算が増えますよね。そういったことで考え方としてはいいのかどうか。その辺ちょっとお伺いいたします。

仮に、緊急経済対策の交付金が来たとした場合に、これは今からの日程を考えたときに、繰越明許費にはなりませんね。その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

教育の関係につきましては分かりました。漏れていたものであったと。したがって補正を組まざるを得ないということですから、落ち度がないように、ひとつ対応のほう、よろしくお願いしたいと思います。

何点かお伺いいたします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ただいま説明のための資料をとということで、基本的な部分をまとめさせていただきましてお配りをさせていただきたいと思います。

それから、保育所の整備のほうの関係ですが、実際に私ども課のほうとすれば、これは繰越明許をし、実施するという、そういう予定で考えております。それで実際に何%それが進行できるのかという部分については、国の、当然、補正との絡みになりますので、それを見ながら対応をさせていただきたいということでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、とみうら保育所については、今回補正を組む、それについては日程的に今年度中にはできないということで予算を計上してあるという、そういった判断でよろしいんですか。この補正、緊急経済対策の交付金でその制度を使ってやる場合には、そういうことになりますよと。その予算がつかなかった場合には、今度は予算がないわけですから、繰越明許費ということよりも新年度で当初から第一保育所、第三保育所と同時に予算をつけてもらうというようなことになるということでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 実際に恐らく、国の補正が固まるのがかなり年度末にずれ込むということは、私どもは一応予定させていただいております。

今回、この事業についての工事費につきましては、20年度で当初の計上をさせていただいた中で国の補正が仮に行われなかったという場合においても、これは20年度の予算の中で計上をさせていただく、そういう財政との交渉はしてまいりたいと思っております。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） もう一度確認させていただきます。

これは保育所の関係の今、予算を審議していますけれども、以前、建設経済常任委員会的时候に公園の関係で、それがいわゆる今年度、要するに国の交付金をもらえるんだろということによって予算組みしましたけれども、途中から変わりましたよね。ということは国も今、大変厳しいですから、そういった要素がすごく含まれるということで、今回は制度があるといっても、安易に見込んで、来なかった場合のことを考えたときに、財政的に市の財政としてはいただけるものがいただけないということですから一般財源を使わざるを得ないというふうに、そういった予測がされるわけです。

したがって、ここでやっぱり確認をしておかなければいけないことは、あくまでもこの事業というのは年度内にやっけてしまおうかということで補正を組んだものなのか、これがもらえなければ次年度に新たに予算組みせざるを得ないということで、そういった考えで進むかどうか。それからもしもこの予算が、国の予算が交付金としての予算が使える場合には、決定が恐らく遅くなるでしょうから繰越明許費にならざるを得ないという、そういったことも考えられるわけですね。

その点はもう一度お伺いしますけれども、どのようにお考えですかということで、繰越明許になるような状況になってもやらなくてはならないという状況か、はっきり分からなければ、これはもうあきらめてほごにして、それで次年度に新たな組み込みをしてもらうための

もう打ち合わせはしているというようなお話ですから、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 実際のところ、どうしても耐震の部分が絡んでおりますので、これは国の補正でその歳入部分が見込めれば一番いいんですが、見込めなくても実際に工事はやらせていただきたいということなんですが、あくまでも今の時点におきましては、年度内に工事を着工し、できれば年度内で終わらせるということは、これは私どものほうの基本的な考え方になるわけですが、それで、どうしても国の補正それから工事の着工時期等の問題で繰り越さなければならないという時点に陥った場合には、それらの事務処理をさせていただいた上で、20、21年という、年度をまたがった工事をさせていただくという、そういう考えでおります。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、最後ですけれども、この保育所の改修工事を行う場合に、子どもたちに影響があったらまずいですよね。その点については十分配慮が必要だと思いますけれども、今、何とか年度内にやりたいということですから、それなりの補正を組んだという理由があるとすれば、子どもたちに安心して安全に通っていただいて、無事に工事が終わるようにということを考えなければいけないんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 保育所の場合には、学校とも同じなんですが、子どもたちが安心して過ごすという部分におきましては、騒音の出る工事の部分ですとか、そういう部分につきましては、休日を利用するとか、場合によっては夜間の工事にその部分だけは当てるとか、子どもたちにいずれにしましても影響のないように、私どもきちっと監理委託をする設計事務所のほうの先生と詰めながら工事は進めさせていただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 29ページの教育費についてですよね、まだ答弁がなかったと思うんですが、これでよろしいですか。給食センターの。それでいいですか。

（「はい、いいです」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 16ページの障害者福祉費のところの説明欄の中度心身障害者（児）医療費助成事業と、また重度心身障害者（児）医療費助成事業のちょっと窓口業務、それについ

てお尋ねしたいと思います。窓口業務はどういう形でやっているか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 窓口業務と申しますのは、実際に医療費をお支払い、身障者の方が医療機関にかかって医療費を支払ったもの、それを窓口といいましょうか、社会福祉課のほうへお持ちになっていただいて、申請書を同時に出していただくという、そういう進め方で実際に手続き終わりましたら交付させていただくという、そういう対応をしております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 最近、何か役所のさまざまな窓口があろうかと思いますけれども、市民の窓口の対応のトラブルとかそういう何かトラブルをちょっとうまく聞かなくてあります。それでもってまた、市役所のほうが市民を訴えなければならないというようなトラブルに発展しているケースもありますので、そこら辺の窓口の指導は課長としてどんなふうになっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 障害者の方々の給付に関しての窓口でのトラブルというのは、これは基本的には、ほとんどと言っていいと思いますが、ございませぬが、そういう窓口でとにかくトラブルになるという部分で、一番、私どもが懸念をするのは生活保護の受給というような部分でのいろんな申し入れに対しますトラブルというような部分は想定はされますが、そういう部分でどうしても納得していただかなくて、その方々が大声を出して行政暴力的なふうな対応といいましょうか、そういうふうに見受けられる場合です。場合によっては警察に連絡して、それで署のほうから来ていただくというケースも何件かはございます。あくまでも職員に対しましては、1人で対応はするのと、それで複数で対応してそれらに十分気をつけるようにということは常々指導はしております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分も見受けしたりする中に、やっぱり説明や何かを怠って、市民が何か気をもんだり、また余計な回数を足を運ばなければならないというような、何か説明のまづさを自分も感じたことがありますので、今後、そういう窓口業務なんか役所のある意味で顔なんで、対応なんか研究して、窓口も指導して何かこう、できるだけすばらしい対応をしていただきたいなと自分は思います。よろしく願いいたします。

それともう1点、説明欄の20の福祉タクシー助成金とありますが、この福祉タクシーというのは市内に何台ありますか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 福祉タクシーにつきましては、何台ということはちょっと分かりませんが、事業所としましては通常のタクシー会社から、それからいろんな輸送サービスを専門にやっている方、そういう方いらっしゃると思いますので、恐らく20事業所くらいはございます。失礼しました。29事業所でございます。

それで、先ほど、行政暴力に対します対応ということでございますが、これは総務課のほうで今、それに対します全庁的に対応できる、そういうような条例になるんですかね、それを定めて、そのマニュアルに基づいて私どもも対応するように、そういう指導が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） そういう面では、福祉タクシーの事業所の件については29件ということで分かりました。

また、窓口の対応については、市民が、役所のスタッフが市民のために一生懸命働いてくれているなど感じるようにひとつお願ひしたいと思います。

それともう1点、29ページの学校給食費のところなんです、第二給食センターの運営費のところ燃料費。この説明で173万7,000円、この説明で重油の高騰というような要因からということですが、第一給食センターとかほかの給食センターには重油の高騰ということであれば一緒に燃料費があってもいいのではないかなと。何で第二給食センターなのかなと感じましたもので、その点、ちょっとこう説明いただければありがたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それではお答え申し上げます。

まず、第一給食センターのほうは、コンロ関係の燃料なんですけれどもガスのほうを使用しております。それから第三給食センターのほうは重油を使用しておりますけれども、他の予算との関係でそちらのほうで何とか賄えるというふうな状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何か今の説明だと、第三給食センターはほかのほうの経費を回してとい

うふうに自分は聞こえてしまうんですが、それだったらまた説明欄に何か説明していただくのが本当じゃないかなと感じますので、もうちょっと具体的にお願いします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） ちょっと説明が。第三給食センターのほうも重油のほう使っているんですけども、その燃料関係に関する予算の範囲の中で、要するにこの重油のほうに充当できる、そういう予算を回せるということです、すいません、状況がありました。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 重油のほうに回せる予算はどこから捻出したんですか。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 举手願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） ほかの燃料、電気・ガスとかそういうところの予算の部分を回せるということなんですけれども。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、それはそれでまた計上の仕方をやっぱり分かりやすく考えて計上していただければいいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 26ページの一番下の矢指小学校の補償の問題なんですけれども、庶務課長にお伺いします。

先ほど、課長のお話だと、地目が田んぼであった、それで埋め立てをして現状はハウスを建てて花卉栽培をしているということでございました。それで、地目が畑だから埋め立ても補償の対象だというように私はお伺いしましたので、その面積はどのくらいあるのか。それとこの1,100万円のうちの埋め立て補償は、何パーセントくらいでも結構ですから、それをお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

まず、面積でございますけれども、1,020平方メートルでございます。そこに先ほどもお

話し申し上げましたとおり、当初は水田であったというところに、花卉栽培をビニールハウスで行うために、それなりの砂を埋めて花卉の土にしているということで、その分の資本的な投資を当初、やってあるということでございます。恐らく1メートルぐらいの深さで1,020平方メートルを埋めてあるということで、そういったことを見積もりますと、およそ二百七・八十万円、具体的には調査をして数字が出てまいりましたけれども、ちょっとここに持ってきておりませんので、いずれにしても300万円弱の埋め立て費用を見るということで、今回の補正では、そういった数字を埋め立て用として見させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） それだけでいいですか。今、埋め立てだけしか出ていないです。

（「はい、いいです」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第2号につきまして補足させていただきます。

補正予算書の5ページをお願いします。本会議の補足のほうと説明が重なることがあると思いますが、よろしくお願いします。

7款繰越金、これを歳入のほうで6,827万9,000円ほど見ております。合計欄で9,240万4,000円ということになっています。これが19年度の介護保険事業会計の歳入歳出差し引きの確定額ということで、ここで繰越金を精算しています。

次のページ、6ページをお願いします。

補正額の合計欄、今回歳入で見ました6,827万9,000円の充当先ですが、まず下からなんですが、6款諸支出金2,751万1,000円、これで国・県・市への返還金等の精算を行い、残りを上の4款基金積立金のほうに積み立てるというものです。

詳細につきましては、8ページのほうをお願いします。

基金積立金のほうで、今回、4,076万8,000円を積み立てしました結果、20年度末の介護保険のほうの準備基金の合計額、見込みですけれども、3億2,180万円ということを見込んで

います。

6 款のほうの精算金ということですが、内訳の記載のとおり、国庫・県・一般会計にそれぞれ返還金を計上しています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第 2 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第 2 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは議案第 9 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議でも補足説明を申し上げたところでございますが、産科医の減少に歯どめをかけるという観点から、出産育児一時金の上乗せについて所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

お手元の新旧対照表をご覧ください。4 ページをお開きください。

今回は、第 5 条のみの改正となりますが、従来の条文にただし書きを加えるというものでございます。ただし書きの内容ですが、健康保険法施行令第 36 条の規定において、国が提唱する産科医療補償制度に加入した医療機関に対しましては、従来の出産育児一時金であります 35 万円に 3 万円を限度として当該保険料に見合う分を市の規則で定めるところにより加算するというものであります。

ここで産科医療補償制度について簡単にご説明いたします。

制度の開始は来年の 1 月 1 日となりますが、出産時に何らかの医療事故で脳性麻痺となった子に対し、医師に過失がなくても総額で 3,000 万円の補償金を支払うというものであります。

続きまして、添付いたしました旭市出産育児一時金の加算に関する規則の案をご覧ください。

厚生労働省におきましては、当該制度の開始時における保険料を分娩 1 件当たり 3 万円と

確定したため、加算する金額を規則で3万円と制定するものでございます。なお、その財源について申し上げますと、支給基準額の3分の2を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出しておりますが、相当額が地方交付税で措置されており、今回の引き上げ分も対象になることが決定されております。

以上で、議案第9号の補足説明は終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） この条例の一部を改正する条例につきましては、本会議でもご質疑申し上げましたが、ただいまの旭市出産育児一時金の加算に関する規則案ということで第9号関係の案の内容を見させてもらっておりますが、ここでは下段のほうに、旭市国民健康保険条例云々ということで、末尾のほうに、「ただし書きに規定する出産であると認められるときは、3万円を加算する」ということになっております。条例の説明では3万円を上限として加算するものとするということで加えるような内容の説明がございました。この規定に定める上限というのは書いてありませんので、3万円を加算することになっておりますので、条例の説明では上限を3万円とする、今回、規則では3万円とする。上限ということであればその下もあるというふうに判断できるんですけども、規則では3万円ということで、これは必要と認められるものについては、一律3万円という判断でよろしいのかどうか。その点、1点だけ確認させてもらいます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 健康保険法施行令並びに市の国保条例の中で、3万円を限度とするという書き方をしております。

それは何かといいますと、今回の医療補償制度、先ほど説明いたしましたけれども、保険料、例えばこういう事故があった場合、脳性麻痺になったとかそういう場合ですけれども、3,000万円を支給するというような形が、まず一つ打ち出されております。それに対して保険料でございますけれども、今、年間、全国的に出生数が100万人から110万人の範囲だと思っておりますけれども、その子どもたちが生まれている。その中でこの脳性麻痺になる確率と申しますと、500人から800人くらいと言われております。ですから、その中で3万円の保険料を、この保険を成り立つ中で、保険料3万円をいただければ補償料のほうでも十分制度が成り立つということで、3万円以内という形でうたわれているんですけども、取りあえず、この制

度が始まるのは来年1月1日なんですけれども、国のほうでも3万円ということで、スタート時は保険料3万円で行くということがうたわれたことに伴いまして、規則のほうで3万円というような形でうたったものでございます。

ですからこれが、この前、本会議のほうでも言いましたけれども、5年以内に見直す可能性があるというようなこと、言われておりますけれども、そのとき例えば2万8,000円とか2万5,000円ということになった場合には、規則のほうで例えば2万5,000円に改めるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 私もちっとこれ、分かりにくくて、今、課長からもお話あったんですけれども、上限を3万円ということは下限もあると思うんです。1万円もあると思うんです。そう解釈していいのかな。例えば、正常な分娩であれば35万円こっきり、この3万円には入らないんだという解釈してもいいのかなと、こういろいろ考えるんですけれども、もうちょっと詳しい説明をいただけたらと思うんですけれども。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今、神子委員のほうからご質問ありまして答えたところでございますけれども、この3万円以内、3万円を上限とするということは、3万円を超えることはないという一つのとらえ方になろうかと思います。

例えば、今、林委員がおっしゃいましたように、1万円になるというのはそれはちょっと保険が成り立つかどうかという、例えば100万人の出生数に対して1人1万円の保険料でしたら100億円にしかならないわけです。例えば、この事故が発症数、例えば今、500人から800人といわれておりますけれども、500人でしたら、単純に3,000万の補償料を出した場合には150億ですか。例えば100億の保険料に対して150億の補償料というのはあり得ないわけですので、その辺については、あくまでも3万円、今、スタートは3万円が始まるということで、3万円以内というのは、それから下がったとしてもそんなには下がらないんじゃないかというふうにはちょっと考えているところでございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 来年の1月から施行するというお話でございました。今、少子化で、少

子化対策として今、国のほうでは、先日テレビで見ましたらば、出産一時金を来年22年度の10月から42万円にするんだというお話も出ております。となりますと、やはりこの制度は42万円になっても、この制度はずっと保険ですから、継続されると、こうお考えしてよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 確かに、新聞等で42万円という形がちょっと出ておりました。今の市の条例の今回議案として出させていただいたものでございますけれども、35万円とする、ただし産科医療補償制度に加入している場合については3万円を限度として加算するというような形で書いてございます。ですから42万円というのは、今、35万円のところが4万円プラスされて39万円になって、39万円に加算される分が3万円、合わせて42万円という形になろうかというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長(平野修司) それではお手元にお配りしてございます、地球温暖化の実行計画の修正内容について報告したいと思います。

本計画は、本年3月に策定しておりましたが、6月に再度各課等の集計を調べた結果、数値の漏れがございましたので今回修正するという形になります。

お手元の資料の現行と訂正後という形でA3判のほうで4枚ばかり資料をお配りしてございます。この中で、枠線で網かけ部分が修正した数量、それから比率という形になります。

特に大きい数値の変更ですけれども、電気使用量、この関係、現行のといいますが、電気使用量を見ていただくと、全体、これは本庁分と中央病院分を足してございますけれども、本庁部分の修正があったということで記載してございます。併せて、各8項目、ガソリンとか灯油、軽油、A重油、LPGについても見直した中で数値の変更等ありましたので、今回一緒にという形で提示してございます。

1 ページ目が温室効果ガスの排出に係る活動量の現状ということで、活動量の内訳を記載してございます。

次に、2 ページ目が温室効果ガスの排出状況という形で、やはり 1 ページ目の数値が変わったことによりまして、2 ページの数値の変更という形で変更してございます。併せて、図のほうも当然、数値・比率が変わりましたので変更してございます。

3 ページについては、排出量の内訳でございます。これについても基礎数値が変わったことにより変更してございます。

4 ページ目が目標数値を設定してございます。これについて、基本的な平成24年度までに 7 %削減という形の基本目標は同じですけれども、表の効果ガスの排出量の削減目標の数値は先ほどお話ししましたように基礎数値が変わっておりましたので変わっております。これに基づいて、5 年計画ですので、これは市の施設と中央病院を合わせた形で温室効果ガスの削減を求めていくというものでございます。

なお、中央病院については変更がありませんでしたのでそのままですけれども、比率について本庁分が変わりましたので、併せて比率が変わっております。中央病院については、数量的には、削減目標は 2 %という形で考えております。これは理由については、中央病院については病院自体が組織も大きいと。それと併せて特殊性があります。この関係は、中央病院と同じ同規模のやはり温暖化計画をつくっております神戸市も同じような形で分けておりましたので、旭市においても本庁分と病院分の目標数値は変えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、指定管理者の新たな選定につきまして申し上げます。

平成18年度から20年度までの3か年につきまして、あさひ健康福祉センターにつきまして、これは福祉協会、それから飯岡福祉センターと海上ふれあいサポートセンター、これは社会福祉協議会、それから旭市福祉作業所、これにつきましては手をつなぐ育成会、それぞれ指定管理者制度によりまして管理・運営をお願いしているところでございますけれども、その指定期間が21年3月31日、これをもちまして終了することになります。したがって、来年1月から指定管理者の指定に関する事務に取りかかりをさせていただきまして、3月議会に新たな選定の議案として提出をさせていただくべく準備をさせていただきたいと思っております。

それで、新たな選定につきましては、21年度から3年間お願いをするという、そういう形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課から学校の改築事業についてご報告申し上げます。

まず、第二中学校の校舎建設工事でございますけれども10月に完成をし、先月28日に竣工式を行いました。皆様方にはご多忙にもかかわらずご出席をいただきましてありがとうございます。今後、旧校舎等の解体工事、特別教室棟との連絡通路の工事及び植栽工事につきまして、3月の完成を目指しているところでございます。続きまして、屋外運動場の整備をし、来年10月ぐらいにはすべての工事を完了したいと、そんなことで予定をしております。

次に、中央小学校の北校舎、矢指小学校の校舎の改築事業でございますけれども、両校は21年度、22年度に工事を予定しておりますけれども、中央小学校につきましては現在設計に入っております、矢指小学校も用地等の関係もありますけれども、これから設計をしようというところでございます。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課から1点ご報告申し上げます。

一般質問で伊藤房代議員から質問があつてお答えしたことについて、ここでまたご報告をさせていただきます。

10月に行われました地区懇談会におきまして、中央小学校の保護者より、小学校4年生から6年生まで学童保育を拡充してほしいという要望があり、また、後日、要望書のほうも提出されました。これを受けまして、学校教育課としましては、学童保育とは別に、小学校4年生から6年生までの児童を対象とした放課後の子どもの居場所づくりを考え、来年度、試行的に中央小学校において新規事業として実施に向けて検討しているところでございます。

内容につきましては、子どもを見守る支援員としてボランティアを募り、児童の自主的な活動や遊び及び安全で健やかに過ごせる場の提供を図っていくものと考えているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

神子委員、どうぞ。

○委員（神子 功） それでは、ただいまご報告いただいた中で、学校教育課長がお話をいただきました一般質問でも出た内容ですが、ボランティアを募って子どもたちの居場所づくりをしたいんだという、モデル的にやられるということですから、これに関するボランティア募集されてモデル事業を行うわけですが、当座は中央小学校、これから発展していくと思いますけれども、そのほかに費用面では何かお考えでしょうか。

それから、居場所づくりというのは、中央小学校のこういったところに居場所を作るのかどうか、この2点だけちょっとお伺いいたします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） まず費用的な面ということで。

（「はい」の声あり）

○学校教育課長（及川 博） まず、いろんな子どもたちが活動している中でけが等が考えられますので、保険面ですね、子どもたちそれからボランティアのほうの方もということで考えております。それから、あといろんな連絡等をとるためにやはり携帯電話等が必要かなと、その辺のことを経費的には考えております。

それから、活動場所ですけれども、主に体育館を中心として考えているところでありますけれども、当然、放課後ですので、子どもたちがそのあと、時間として学校の宿題をやってみたり、また本を読んだり、そういう部屋も必要かなと思いますので、そういうことができる部屋ももう一つということで、これはもう実際、隣接する近くの特別教室等そういうところを考えて、2か所を中心に活動、過ごす場所として考えているところであります。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 分かりました。ニーズが高まってくる、あるいはきているという状況から考えますと、必要な事業かと思いますので、ひとつ対応のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今、ご説明をいただいた以外で、これから検討してなければいけないと思われる事項等、それから今、ちょっとこう検討してほしいなということがあひるものひですから、報告の関係ひひですが、若干お伺ひをさせていただきます。委員長、よろしいひひでしょうか。

○委員長（柴田徹也） はい。

○委員（神子 功） まず、この前の南分庁舎の高橋学園さんのつどひ広場、これについて、議ひひでも議論があひりましたけれども、施設の有効利用ということから考えた場合に、現在、

所要の経費がかかっております。それと考え合わせた上で、今現在合併をして3年余りたっていますけれども、施設を有効利用した場合に、この子どもたちのいわゆる親御さんともども一日を過ごせるような場所については、あそこでなければいけないのかどうかということについて、どのように検討しているのかどうかというのが一つです。

それから、6月でも申し上げましたけれども、育英資金の関係ですが、これは給付事業と、それから貸し付け事業がございました。給付事業は今現在進行形で、給付事業はこれは間もなく終わるということですがけれども、県内いろいろ調べてみますと、だいたい半々ぐらいの状況の中で一緒に取り組んでいるものと、片一方だけしか取り組んでいないという、そういった状況もございました。

これについて、合併して3年半ぐらい過ぎるわけですが、この育英資金というものは、きのう国会でもやっておりましたけれども、日本は余り貸付制度が横行していて給付でもいいのではないかという、きのう、議論が国会でもありましたけれども、旭市として特色のあるまちづくりの一環として、子どもたちの健全育成ということを考えたときに、やはり貸付制度はもう今年度で終わるという話も伺っておりますし、給付事業については、今、果実がなかなかできなくて運用が難しいという一般財源からの支出も現在やられているということから、この育英資金の見直しについては、やはり本当はもっと以前から検討していただければよかったんですが、それができていないような状況ですから、これについてどのように取り組んでいこうとしているのかどうか、お考えをひとつお示しをいただきたいと思います。

それから、給食センターの関係ですが、今、原油はだいぶ落ちてきましたけれども、今お話がありましたように、第一学校給食センターの場合にはガス、それから第二、第三は重油ということがありましたけれども、重油の関係については、原油の高騰ということもあって、いろいろ食材費のほうは、なかなか都心部のほうでは食材が高騰して対応できないという、そんな状況にあるみたいですが、旭市としてはそういった状況があるんでしょうか。報告をいただければありがたいと思います。

それから、一般質問で伊藤保議員のほうからありましたが、塵芥処理の関係で、積載車の問題と、もう一つは無許可の問題がございました。これについては担当課長から報告がないんですが、これまでの簡単で結構ですから、これまでの経過と対応についてはどのようにしたのかどうか。本来あってはいけないことなんですが、その辺について簡単で結構ですから、問題となった点、それをどう解決したのかどうか。今後の対応について今、どうされているのかどうか。簡単で結構ですからご報告をいただきたいと思います。

それから、施設の有効利用という観点から、これ社会教育に関係するんですが、年に一遍、施設の使用に対して調整会議が行われます。その中で合併していろんな施設ができて本当に喜ばしいことなんですが、一部聞くとところによりますと、しおさいマラソンの関係で立て看板がどうしても必要だということから、飯岡の体育館にある一定の時期を体育館に置いて、その日は使えなくなるということも伺っておりますが、施設の有効利用ということから考えたときに、しおさいマラソンの立て看板については、違った方法もできるのではないかなと思うんですが、その点、どういうふうにお考えになっているのかどうか。

あとは、直接、機会をとらえて担当のほうに申し上げますので、以上、何点か報告をお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは南分館のつどいの広場の関係でございますが、今回、ただいま神子委員おっしゃられますように、施設の有効利用という観点から総務課のほうで南分館を返した場合にはどうなるのかということを投げかけられまして、つどいの広場をどうしようということで検討した経過がございます。

それで、いろいろとまず、つどいの広場そのものは皆さんに利用いただいている、そういうような状況からすれば、これを閉じてしまうということは考えられないわけですし、あくまでも継続してどこかの場所でやっていく。じゃ、その場所をどこにしたらいいのかというようなことで、一番、まず考えなければならない、そういう要因としてお母さん方が車で集まりやすい、そういう場所はどこか。それから、子どもたちがなおかつそういう場所で安全に過ごせる、そういうような施設はどこか。それから、移るにしても一時的に修繕費等、そういう経費も少なく済む場所はどこなのか。それらをいろいろと検討はさせていただいているところでございます。

今回、私どものほうも、南分館をもう返すということになれば、その検討に基づいて移動するという、そういう考え方でおりましたが、実際に引き続いて借りられるというようなことでございますので、つどいの広場そのものにつきましても、継続して2階の部分を使わせていただくという、そういう予定であります。

それで、地域性というようなものも、当然、旭の中心市街地の利用の状況がかなり高いものですから、なるべくならば、市街地の皆さんが通いやすい、そういうようなところという前提のもとに検討はさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは環境課のほうです。

質問といたしますか、うちのほうのクリーンセンターで積載のオーバー関係、それから県知事の許可を受けていない関係の2点を報告したいと思います。

これについては、一般質問のほうでもお答えしておりますけれども、積載オーバーの関係は、今年度調べた関係で、4月から9月ごろまでオーバーして積んでおりました。10月中にそれが発覚しまして、11月からは適正に運搬しております。具体的には、クリーンセンターに台貫がございますので、焼却灰をクリーンセンターの車に積むときに台貫で重量をチェックし、オーバーの場合は積み直して、今、処分場のほうに搬送しております。

それと、2点目の資源ごみの関係を処分といたしますかりサイクルするのに伴いまして、5トン以上の場合は中間処理施設等を設けて処理するわけですが、この中間処理施設の関係が知事の許可を得ていなかったという話でございます。答弁の中でもお話ししましたように、平成7年ごろ、当時の塵芥処理組合のときにその処理業者のほうに中間処理施設をとという話をして、その事業者は県と協議をしていたとの、うちのほうで申請書等ありますので分かりましたんですけれども、それがどんな理由かというものがちょっと分からないんですけれども、県と事業者のほうでどのような話があったかという形なんですけれども、事業者のほうも取りあえず申請書を預かっておくよという話でそのままになっていたという形でございます。

それが今回、分かりましたので、現在、指導中といたしますか、経過理由も分かれば、10年ぐらい前のもう話で、県のほうでもどういう書類が残っているか分からないんですけれども、分かればその理由と、あと新たなといたしますか知事の認可を得て、ということで現在、指導しております。県の知事の認可がとれないという形であれば、当然契約はできませんので、そのような形で現在進んでいると、そのような状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、ご質問のあった2点について答えさせていただきます。

まず1点目の育英資金等につきましてでございますけれども、神子委員のお話にありましたように、現在は合併して給付ということになっているわけですが、それ以前の町の貸し付けも今年度で終わりますけれども続いているというような状況で、2本立てという、今年度はなっている状況でございますけれども、やはりこの給付がいいのか、あるいはやは

り貸付制度のほうにということでの部分の検討について、もっと早くから進めるべきだったと思いますけれども、本年度、これらについて県下の市町村の状況であるとか、いろんな情報収集に努めているところでございます。

それで、実際に、例えばこの貸し付けというふうになった場合に、どのような形で内容をしていったらいいとか、そういうことも含めて、これから少し時間をかけて、その辺のところについて検討してまいりたいというようなことで今考えて、いろいろと進めているところでございます。

それから、給食の賄い材料費のことでございますけれども、これも神子委員からありましたように、食材が高騰してということで、本年度、4月からの賄い材料がどの程度上がっているのか、それらを含めて、現在、給食費の値上げをお願いするかどうか、資料を集め、データをそろえ検討しているところですが、ただ現在、給食費のほうが3センターでそれぞれ違っているような状況がございますので、ですから、実際に近々の材料費のほうの値上がり、昨年度と比較した上で、さらに何とか努力してこの食材費の高騰に対応できるか、あるいはやはり全体的に上げていかなければならないのか、あるいはある一部のセンターだけ値上げとか、そういうところも含めて、現在検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、施設の有効利用という観点からの、飯岡体育館にしおさいマラソンの看板がということでの、有効利用でございます。確かに、本年度、しおさいマラソンを実施したときに、飯岡体育館の中に看板等、2週間前ほどからだだったと、利用に際してちょっと支障を来していたかとは思いますが。来年のしおさいマラソンに関しましては、今現在、その看板については倉庫に入っております。出すときには調整を考えて、使用には支障を来さないような配慮をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

社会福祉課のほうで、つどいの広場については検討されたということですよ。そうしますと、例えば前の高橋学園さんのところが使えなくなった場合、使わなくなった場合には、どのようにするかというのは方向付けとしては考えていたということですから、使えるところはあったということでよろしいですか。それが内容的に、簡単に結構ですからお聞きかせください。

それから、育英資金については、教育長おられますけれども、合併をして暫定的な措置といえますか、今日まで給付ではなくて貸与についてはこれで終わるというような状況です。どちらがいいかというのは、やはりこれからは、ある程度、給付ということではなくて貸付制度をもう一度考えていただいて、それである意味では利子云々ということではなくて、それに見合うような、ただ無利子で貸すということではなくて、やっぱり意識を持ってもらうために多少の負担をしていただくということも考え合わせて検討していただければというふうに思います。これはご答弁はいいですから。

そういったことで、ぜひ、広い子どもたちに、将来を担う子どもたちに幅広く使えるように。そういったことであれば、少しずつ基金として増えていくわけですね。そんな意味でぜひ、早急にというか、じっくりということでございますけれども、早急にやっぱり検討する必要があると思います。

それから、塵芥の関係ですけれども、これ、課長、結果は一般質問で聞きましたけれども、なぜそうなったかということをとらまえないといけないと思うんです。なぜそうなってしまったのか。なぜ、平成7年から業者が中間処理をしていると思ってきていたのかと。職員の方が積載をオーバーしてしまった。台貫があるわけですから、正規にやっていればそういうことはなかったと思うんです。ですからそういったこの原因追求をまず検証して、なぜ悪かったのか分析をして、今後どうすればいいのかどうかということはやられていると思うんですけれども、これは塵芥に限ったことではなくて同じようなケースというのは庁内ではいっぱいあると思うんです。

ですからこの際に、何でもなかったのかと、それを庁議の中ではっきりさせていただいて、ほかの担当課のほうに、もしも同じようなことがあるとすればそれもお互いに考えて、そうしないように頑張るというふうにしないと、努力するようにしないといけないと思いますから、この辺は多くは申し上げませんが、なぜそうなったかどうかということがもしもお分かりになれば説明をいただければと思います。

それから、施設の有効利用のしおさいマラソンの関係ですけれども、これは課長ね、2週間も放置しておくと、使いたい人がその場所を使えなくなってしまうんです。ですから、そういった意味で、管理人さんに任せるだけではなくて、あるときに一緒にやっしまえば済むことですよね。ですから、合併して施設を十分に利用してほしいという気持ちと、使いたい人がいるわけですから、やっぱり施設はあけておくということが一番大事なもので、その点は、また来年2月にしおさいマラソンありますので、期間はないようにいい形で使えるよ

うに、ご配慮をお願いします。

担当課長のほう、社会福祉課長と環境課長、2点お願いします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 使えるところという、私どものほうの担当課として、使いたいところと使えるところというのは、必ずしもイコールになるわけではございませんので、関係する管理を担当する課、それからその施設で事業を実施しているそういう事務的な部分の調整、それらも含めて検討をさせていただいて、その調整がどうかしていただければ、そこが一番いいだろうというようなところまでの検討をしてございました。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 具体的に場所があれば。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 私どもが、一番、利用するお母さん方、子どもたちのためにいいんじゃないかということで詰めたのは、今、海上の保健センターが、健診との絡みはあるんですが、施設の維持管理費それから一番、駐車場等、そういう安全面でいいんじゃないかというようなところまでの具体的な詰めはさせていただいております。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、なぜという形ですけれども、私自身もよくはつきり言って分からないところがあります。

今回、こういうケースがありましたので、職員のほうには、私たちの仕事は法令遵守だなという話をしております。まさしく法令遵守していればこういうことは起こらなかったわけです。そういう形のあれですから、再度、事務事業の自分らのやっている仕事、ほかにも先ほど委員言ったように、あるかもしれないです。ですから、再度、みんなで今やっている自分の仕事を見直ししてチェックしていかなければ、そのまま過ぎていってしまう。今件がそのような前例前例で来て、多分来て、そのような話になったのかなと思っています。

ですから、チェックする人なりがよくやっていかなければ、こういうケースが出るということは大変まずいことというか、自分らの仕事として全く弁明のつかないような話になりますので、そういう形では、今、環境課のほうの職員のほうにはそういう形で、再度、事務事業のやっているのを、これが本当に適正なのかという形を今、お願いしております、悪ければ当然直していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにお聞きしたいことがあれば。

林委員。

（「委員長。12時半を過ぎていますので、これからまたあれするならば皆さんの許可を得て進行していただきたいと思います」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 分かりました。申し訳ございません。

どうでしょう。そんなわけで今、12時半を回っておりますけれども、このまま会議を継続させていただいてよろしゅうございますか。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 続けたいと思います。

どうぞ、林委員。

○委員（林 一雄） 申し訳ありません。時間も過ぎておりまして。簡単にちょっとお聞きしたいと思います。

委員長、先ほど、報告がない課長のことでよろしいですね。

○委員長（柴田徹也） はい、どうぞ。

○委員（林 一雄） 国体推進室長、おいでですので、何事もしやべらなかつたのが申し訳ありませんので、ちょっと一言だけお願いしたいと思います。

来年度は、それこそ再来年の9月30日に向けてかなりのスケジュールが入っていると思うんです。4月にボランティアの募集をしたり、10月には全日本の卓球のリハーサルですか、それを行ったりしているわけでございます。それで、聞くところによると、当日、あそこの会場ではちょっと手狭なところがありまして、プレハブ住宅なんかも建てなければいけないという話も聞いております。

そこで、単純なことなんですけれども、この国体に当たって、どのくらいの予算が、おおよそでいいですから、かかるのか。それで、県の補助金というのはどうなっているのか、分かればお伺いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） お答えいたします。

来年度は10月16日から18日までリハーサル大会、それが行われるということで、今、来年度の予算のほうを要求しているところと、あと、県のほうへ補助金の要望を出してございます。まだこれは、財政と、今、ヒヤリングとかやっている最中ですが、リハーサル大

会につきましては、概算で4,000万円程度の予算になるかなというふうに考えております。

また、補助金につきましては、これはこちらでかかる4,000万円の事業費のうち、補助対象になるもの、そういうものを全部抜き出しまして、県と協議をしているところでございますけれども、県のほうがまだ予算の関係につきまして非常に財政的に厳しいということで、補助対象にはなりますけれども、補助対象額を幾らにするかということで、まだ明確な数字をこちらでいただいております。今の予算的には、こちらのほうで勝手に、これぐらいだったらもらえるのかなというのが300万円ぐらいは補助金としていただけるかなということで考えております。

あと、事業のほうですけれども、今現在、ボランティアのほう、仮受付を始めたり、リハーサルを行ったり、また企業協賛関係でこちらのほうもいろいろな契約物資とかそういうのがいりますので、市内のライオンズだとか農協、漁協とかそういう方々に対しまして企業協賛の募集をしながら、また大会に向けて、各学校または保育所関係について、中学校につきましては、卓球部の子どもたちに、いろいろ競技のほうの補助員ということで従事をお願いする。また、式典関係については、学校のブラスバンドとかそういうものをお願いする。また、保育園関係とか幼稚園につきましては、そういう行事で国体がPRできるようなそういうものを行っていただくとか、そういうような要望をしているところでございます。

今後の予定ですが、来年4月には、庁内に実行委員会を来年4月に立ち上げたいということで、今現在準備のほうを進めております。また、市に実行委員会がございますので、そちらのほうの役員さん方とも協議しながら、来年10月の大会に向けて進んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ほかにお聞きしたいことがございましたら。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時35分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也